令和 4 年 (2022 年) 9 月紀北町議会定例会会議録 第 1 号

招集年月日 令和4年9月6日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年9月6日(火)

出席議員

2番	田	島	明	良	3番	柴	田	洋	巳
4番	岡	村	哲	雄	5番	大	西	瑞	香
6番	原		隆	伸	7番	奥	村		仁
8番	樋	П	泰	生	9番	太	田	哲	生
10番	瀧	本		攻	11番	近	澤	チッ	ブル
12番	入	江	康	仁	13番	家	崎	仁	行
15番	亚	野	隆	久	16番	中湟	1世	正.	量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長 尾上壽一 副町長 中場 幹 会計管理者 総務課長 中村吉伸 水 谷 法 夫 上ノ坊 健 二 財政課長 危機管理課長 長井 裕 悟 企画課長 玉 本 真 也 税務課長 玉 津 裕 住民課長 世古基樹 福祉保健課長 上 村 毅 老人ホーム赤 羽 寮 長 環境管理課長 近藤 大志 宮 本 忠 宜 農林水産課長 商工観光課長 岩 見 建 志 塩 﨑 清人 建設課長 井 土 水道課長 誠 家 倉 義光 森 岡 純 司 海山総合支所長 教 育 長 中井克佳 学校教育課長 直江 仁 生涯学習課長 直江憲樹 監査委員 加藤克英

職務の為出席者

 議会事務局長
 上野隆志
 書記
 直江和哉

 書記
 源口晴子
 書記
 奥川賀夫

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 家 崎 仁 行 15番 平 野 隆 久 議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、それではおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年9月紀北町議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会においても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますの で、よろしくお願いいたします。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野降志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和4年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月6日、火曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、 採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月7日、水曜日、休会。決算特別委員会予定日。

第3日、9月8日、木曜日、休会。決算特別委員会予定日。

第4日、9月9日、金曜日、休会。常任委員会予定日。

第5日、9月10日、土曜日、休日。

第6日、9月11日、日曜日、休日。

第7日、9月12日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第8日、9月13日、火曜日、休会。委員会予備日。

第9日、9月14日、水曜日、休会。委員会予備日。

第10日、9月15日、木曜日、休会。委員会予備日。

第11日、9月16日、金曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第12日、9月17日、土曜日、休日。

第13日、9月18日、日曜日、休日。

第14日、9月19日、月曜日、休日。

第15日、9月20日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、9月21日、水曜日、休会。予備日。

第17日、9月22日、木曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会であります。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和4年9月紀北町議会定例会議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火曜日)9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6 議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第7 議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結について

第10 議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

第11 議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第12 議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第13 議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

第14 議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分について

第15 認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

第17 認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第18 認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

第19 認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定について

第20 報告第2号 令和3年度健全化判断比率の報告について

第21 報告第3号 令和3年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 家崎仁行議員

15番 平野隆久議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月6日から9月22日までの17日間といたしたいと思いますが、

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9日6日から9月22日までの17日間とすることに決 定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月30日に議会運営委員会が開催され、9月議会定例会に係る運営等について協議が 行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され、受理した案件は、人事案件が1件、条例制定や補正予算等の一般議案が9件、認定案件が5件、報告案件が2件の計17件となっております。

また、陳情等2件を受理しておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合せにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。

議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は6名とし、構成については、総務産業常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名を選出していただきます。

なお、議案については、本日の本会議において追加議案として提出したいと思っておりますので、各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願いいたします。

次に、一般質問についてでありますが、8月23日から29日までの提出期間内に9人の議員から通告書が提出されました。日程については、16日金曜日に4人、20日火曜日に5人とい

うことで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び 水道事業会計の令和4年度7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受 けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着、ネクタイを着装することにいたします。常任委員会や全員協議会の会議等については、クールビズを実施いたします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議につけることとし、その他委員会等では義務づけをしないことにいたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。9月9日と12日の2日間で常任委員会の 開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただき、本日の 会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することと いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

令和4年度「夏のDigi田甲子園」の受賞についてでございます。

多気町以南の6町で事業採択を目指し、提案を続けておりましたスーパーシティ構想並びにデジタル田園都市国家構想での取組について、これまでの発案や活動を踏まえたアイデアが認められ、内閣官房からアイデア部門ベスト4の表彰を受けました。

本表彰は、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて取り組む地域のアイデアを広く募集 し、特に優れたアイデアを表彰するもので、私たちの地域がデジタルに取り組む先進的な地域として評価されたことは、デジタル社会の実現に取り組む上で有利になるものと期待する ところでございます。

引き続きデジタル田園都市国会構想を中心とした地方創生に取り組みながら、地域課題を解決する施策を展開していきたいと考えておりますので、デジタル社会推進に関する取組につきまして、一層のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上1件をご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5

入江康仁議長

お諮りします。

日程第5 諮問第2号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第2号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議 することに決定いたしました。

それでは、日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由を ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありますが、 人権擁護委員の東誠康氏が本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任と して東長島957番地16、小川達也氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

東誠康氏におかれましては、令和2年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。 後任の小川達也氏におかれましても、教育関係に精通し、人格に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。 人事案件は以上1件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

入江康仁議長

ここで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 55分)

入江康仁議長

これより討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

入江康仁議長

全員起立。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定いたしま した。

日程第6~日程第19

入江康仁議長

次に、お諮りします。

日程第6 議案第32号から日程第19 認定第5号までの14件については、提案理由並びに 内容説明を求めるため一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第19までの14件については一括議題とすることに決定いた しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例でありますが、行政手続における電子申請や電子的な処分を行うことができるようにすることから、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でありますが、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でありますが、 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、本条例の一部を改正する必要 が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結についてでありますが、老人ホーム赤羽寮に 設置する昇降式介護浴槽の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決 を求めるものであります。

議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ106億6,999万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,647万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,421万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でありますが、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ6億3,909万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。 議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)であります が、歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入のみ繰越金を1,439万円増額することから、繰入 金を同額減額する組替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についてでありますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定について、この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和3年度の決算でありますが、認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、9件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細 につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第32号についての内容説明を求めます。

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における電子申請や電子的な処分を行うことができるようにすることから、本条 例を制定する必要が生じたためであります。

4ページから説明を始めさせていただきます。

第1条は目的です。

末尾2行の規定のとおり、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的に、手続をオンラインで可能にすること、記録の保存を電磁的記録にしていくなど、デジタル技術を活用できる制度を構築していこうとするものです。

第2条は定義で、用語の意義を規定しています。

特に、11号の説明が必要と考えています。

5ページをご覧ください。

第11号の電子情報処理組織についてですが、行政の機構・組織を連想させる名称ではありますが、これは法律上の呼称で、町が運用する電子計算機と電気通信回線で接続する手続等をオンラインでできる情報通信環境一式とお考えください。

この電子情報処理組織という用語は、本条例中に頻繁に出てまいりますので、事前に補足をさせていただきました。

次に、第3条から6条までの条文は、それぞれ第3条は、住民の皆様からの申請や届出といった手続きを、第4条は、町が出す決定、行政からの処分といった通知を、第5条は、広く周知を要する書面等の縦覧を、第6条では、台帳、調書等の書面等を作成または保存することを、電子情報処理組織、電子機器等を活用して、申請、手続・保存等を可能にするための規定です。

第7条は手続等に係る情報システムの整備等で、デジタル化を進めるに当たり、情報システムの整備とともに、安全性・信頼性の確保に取り組む規定です。

第8条は手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表で、法規定の要請により、電子情報処理組織を使用した申請及び処分通知等の状況をインターネット上などにより公表していくものです。

7ページをご覧ください。

第9条 委任は、条例の施行に必要な事項の規則委任の規定です。

最後に附則です。

条例の施行を令和4年10月1日とする提案ですが、本条例の施行に伴い、全ての条例、規則などに定められた手続等を電子化、オンライン化することは可能とはなりますが、即日全てを電子化、オンライン化するものではありません。

住民の皆様の利便性が向上するもの、法的に瑕疵が発生しないもの、システム的に準備できるもの、行政運営が簡素化及び効率化するものなどの条件がそろったものから順次進めていきます。

説明は以上となります。審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第33号及び議案第34号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

それでは、議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年 紀北町条例第31号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、公職選挙法施行令が改正されたこと伴い、本条例の一部を改正 する必要が生じたためであります。

今回の改正でありますが、最近における物価の変動等により、選挙運動における公費負担 の限度額の見直しが行われたことから、本町においても、これに準じた見直しを行うもので あります。

9ページをお願いいたします。

これは紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の改正文であります。

また、本条例は、附則により公布の日から施行するとしています。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

10ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例であります。

第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担額につきましては、第2条、アがレンタル方式の車代の1日当たりの限度額「1万5,800円」を「1万6,100円」に、イがガソリン代の1日当たりの限度額「7,560円」を「7,700円」に、11ページをお願いいたします。

第8条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額につきましては、1枚当たりの限度額「7円51銭」を「7円73銭」に、第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額につきましては、1枚当たりの限度額「525円6銭」を「541円31銭」に、企画費「31万500円」を「31万6,250円」に改正するものであります。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

次に、議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ご説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例(平成17年紀北町条例第29号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でありますが、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、本 条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の改正は、令和3年の人事院勧告に併せて行われた公務員人事管理に関する報告の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示され、 当該措置のうち、令和4年10月1日から施行される非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、地方公共団体の職員についても、国家公務員の措置との均衡を踏 まえた対応が求められていることから、紀北町におきましても、これに準じて非常勤職員の 育児休業等の取得要件の緩和等を進めることとし、所要の改正を行うものであります。

14ページをお願いいたします。

これは条例の一部を改正する条例の改正文であります。

16ページをお願いいたします。

また、本条例の改正は、附則により令和4年10月1日から施行するとしています。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

17ページをお願いいたします。

第2条第3号では、父親が出生日から57日以内に取得する育児休業の取得要件につきまして、子どもが1歳6か月になる日までの在職要件を、57日目から6月を経過する日に緩和するための改正であります。

18、19ページをお願いいたします。

第2条の3では、非常勤職員の育児休業は原則1歳までですが、保育所に入所できない場合などの特別な事情がある場合は1歳6か月まで取得でき、これまでは引き続き育児休業を行う場合に限られていましたが、1歳から1歳6か月までの間であれば、夫婦が交代で取得できるようにすること。また、2人目の育児休業中に、養育する子が死亡した場合など、特別な事情がある場合には、1歳6か月までの間であれば、1人目の育児休業を再度取得できるようにするための改正であります。

20ページをお願いいたします。

第2条の4では、1歳6か月到達後も、引き続き保育所に入所できないなどの特別な事情がある場合には、2歳まで前条と同様の育児休業を取得できるようにするための改正であります。

議案第34号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第35号についての内容説明を求めます。

近藤老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結について説明をさせていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結について、次のとおり財産の取得のため備品 購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 昇降式介護浴槽1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 656万7,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地の1

中辻医科器械株式会社

代表取締役 三宅 努

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

老人ホーム赤羽寮に設置する昇降式介護浴槽の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

議案書23ページ、資料1をご覧ください。

本事業は、令和4年度昇降式介護浴槽購入事業であります。

まず、購入費に関しましては、契約金額が656万7,000円であります。この契約金額は、物品価格の597万円に10%の消費税59万7,000円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により2社の参加があり、最低価格を提示した中辻医科器械株式会 社が落札いたしました。

予定価格の1,049万9,500円に対する落札率は62.55%であります。

次に、購入物品の概要ですが、購入数量等につきましては、オージー技研株式会社製の昇降式介護浴槽1台であります。

浴槽の材質はFRP (繊維強化プラスティック) 製で、最大容量は4551、ハンドシャワー4基つきであります。

附帯機能といたしましては、電動式昇降機能、ろ過機能、噴流、自動攪拌機能、薬液投入機能、時間表示機能、急速給湯機能です。

附属品といたしまして、担架の2台につきましては、安全ベルト2本、ヘッドレスト1個 つきであります。ストレッチャーの2台につきましては、電動昇降式で、バッテリー1セッ トがついております。 納入期限は、令和5年2月28日であります。

議案書24ページ、資料2をご覧ください。

この図面は、昇降式介護浴槽の外観図であります。①が真上からの平面図で、②と③が側面図であります。

入浴方法といたしましては、利用者様には寝たままの姿勢で担架に乗っていただき、ストレッチャーで浴槽の横まで移動していただきます。次に、担架に乗ったまま、①の浴槽中央部分の台座に固定させていただきます。その後、②の側面図で示しているように、70cm 5 mmの高さから、1 m15cmの高さまで浴槽自体を上昇させ、入浴していただくことになります。445 S T と表示してありますのは、ストローク、つまり昇降する範囲のことでございます。

利用者様には無理な姿勢を取らなくても、担架に乗ったまま安全・快適に入浴していただくことできます。

以上で議案第35号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

入江康仁議長

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度 紀北町一般会計補正予算 (第4号)

令和4年度紀北町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,105万1,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,999万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させて いただきます。

6ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第4項、第1目ともに森林環境譲与税4万9,000円の減額は、森林環境譲与税譲与金の確定によるものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金592万1,000円の増額は、 新型コロナウイルスワクチンの接種対策費負担金で、ワクチン追加接種に伴うものでござい ます。

第2項・国庫補助金、第3目・衛生費補助金357万5,000円の増額は、新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保事業費補助金で、こちらもワクチン追加接種に伴うものでございます。 7ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2億7,589万1,000円 の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れるものでございます。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金1,500万8,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計 繰入金で、療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金5億6,133万4,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和4年度決算に基づく前年度繰越金5億7,133万4,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

8ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入115万3,000円の増額で、町有財産建物災害共済保険金115万6,000円の増額は、天摩団地火災に対する災害共済保険金で、会計年度任用職員雇用保険料3,000円の減額は、森林経営管理推進員の雇用期間が予定より短くなることによるものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第2目・文書広報費は204万円を増額するものでありますが、CATV行政放送事業33万5,000円の増額は、議会臨時会の開催に伴う撮影・放送委託料の増加によるもの、法令・例規集管理事業170万5,000円の増額は、個人情報保護法の改正に伴う支援業務委託料の計上によるものでございます。

第5目・財産管理費は2億7,611万2,000円を増額するものでありますが、基金管理事業で 繰越金の2分の1の2億8,570万円を財政調整基金に積み立て、地域づくり事業基金で前年 度事業の精算に伴う充当残の76万8,000円を地域づくり事業基金に積み立て、令和4年度の 森林環境譲与税については、事業をさらに推進するため、当初予定の積み立ては行わず、森 林環境譲与税基金の積立金を1,035万6,000円減額するものでございます。

10ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第4目・町議会議員選挙費は15万4,000円を増額するものでありますが、 公職選挙法の一部改正に伴い、公営に要する経費の限度額が引き上げられたことにより、選 挙運動用のポスターやビラ作成のための負担金を増額するものでございます。

11ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は39万8,000円を増額するものでありますが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の前年度国庫補助金が確定したことに伴う返還金でございます。

12ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は569万4,000円を増額するものでありますが、 子育て世帯臨時特別給付金事業の前年度国庫補助金が確定したことに伴う返還金でございます。

13ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は949万6,000円を増額するものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策事業は、ワクチン追加接種を行うために人件費や検査委託料等の経費を計上するものでございます。

第3目・環境衛生費は82万4,000円を増額するものでありますが、火葬場及び霊柩車管理 運営事業は、町営火葬場浄聖苑の浄化槽ブロアが故障したことに伴い、修繕料として54万 4,000円を計上するもの、墓地管理事業は、区が実施する馬瀬墓地参道修繕工事の助成金と して28万円を計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第3目・し尿処理費は249万6,000円を増額するものでありますが、し尿処理事業は、紀北町クリーンセンター旧煙突の胴縁が腐食により落下したことに伴い、危険防止の観点から、急遽、修繕を行ったものでございます。

15ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第2項・林業費、第2目・林業振興費は、森林環境譲与税を財源に、より一層の森林等の整備を加速化するために550万6,000円を増額するものであります。

林道安全対策管理助成事業は、これまで森林組合管理林道等の修繕に対して50%の補助を 実施してきた事業を200万円減額し、新たに森林経営管理推進事業として、森林組合管理林 道等の整備に対して、補助率を90%に引き上げ、路網を整えることで民有林の積極的な整備 を促進するものでございます。

森林経営管理推進事業は、町管理林道の修繕、森林面積調査業務や森林業務委託の追加を 行うものでございます。

16ページをご覧ください。

第7款・土木費、第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は278万7,000円を増額するものでありますが、町営住宅管理事業は、4月に全焼した天摩団地2号の解体工事に要した費用を計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第4目・水防費は495万円を増額するものでありますが、 河川海岸水防対策事業は、汐見排水機場の吸い込み管が腐食し傷んでいることが6月の定期 点検により判明したため、急遽、修繕を行ったものでございます。

18ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は59万4,000円を増額するものでありますが、放課後子ども教室推進事業は、前年度国・県補助金が確定したことに伴う返還金でございます。

19ページをご覧ください。

第11款、第1項ともに公債費、第1目・元金は、長期債償還元金の財源更正でございます。 20ページからは給与費明細書でございます。

1の特別職につきましては、内容の変更はございません。

21ページをご覧ください。

2の一般職につきまして、124万9,000円を増額するものであります。

その内容としましては、22ページをご覧ください。

職員分でありますが、内容の変更はございません。

23ページをご覧ください。

会計年度任用職員分でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務における電話受付を職員で対応することによる増と、森林経営管理推進員の雇用期間の減によりまして、報酬98万6,000円の増額、期末手当7万円の増額、共済費19万3,000円の増額により、補正後の総額は5億747万3,000円となります。

戻りまして、21ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は、124万9,000円を増額し、17億2,481万9,000円 となります。

以上で議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第37号及び議案第38号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,647万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,421万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金1,258万3,000円の増額分のうち、普通交付金2,506万6,000円の増額は、町の医療保険給付費等に伴う三重県からの交付金分となります。特別交付金1,248万3,000円の減額は、三重県からの努力支援、特別調整交付金、県繰入金に係る各事業費の確定に伴うものです。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金438万1,000円の減額は、前年度繰越金の精算により、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金3,827万1,000円の増額は、前年度事業費の精算によ

る歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費2,506万6,000 円の増額は、三重県から提示される療養給付費の決算見込額の決定によるものでございます。 8ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療給付費分、第1目・一般被保険者医療給付費分2,531万8,000円の減額と、9ページをご覧ください。第1目・一般被保険者後期高齢者支援金等分394万1,000円の減額並びに10ページをご覧ください。第1目・介護納付金分70万2,000円の減額につきましては、三重県に支払う納付金の係数の確定に伴い、納付金額が補正されたことにより減額したものでございます。

11ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費につきましては、財源 の調整が生じたため、財源を更正したものでございます。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金5,063万1,000円の増額は、 前年度繰越金の精算により積み立てるものでございます。

13ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金73万7,000円の 増額は、前年度の特定健康診査、特定保健指導負担金や保険給付費等交付金の精算に伴い発 生しました返還金となります。

以上で議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和4年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,909万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金1,906万5,000円の増額は、前年度の歳計剰余金で ございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金405万7,000円の増額は、三 重県後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料負担金の増額でございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金1,500万8,000円の増額は、前年度精算による一般会計への繰出金でございます。

以上で議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明 を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第39号についての内容説明を求めます。

近藤老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算総額の増減はございませんが、歳入予算の組替えを行うものでございます。 内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明させていただきます。

それでは、歳入予算についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,439万円を減額し、1,630万3,000円とするものでございます。

続きまして、第6款、第1項、第1目ともに繰越金は1,439万円を増額し、1,439万1,000円とするもので、令和3年度決算による歳計剰余金でございます。

この歳計剰余金を基に、第5款・繰入金と第6款・繰越金の歳入予算の組替えを行うものでございます。

以上で議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第40号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についてご説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和3年度紀北町 水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金1億1,425万6,218円のう ち60万円を減債積立金に積み立て、1,109万4,022円を建設改良積立金に積み立て、資本金に 1,066万4,357円を組み入れたいので、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

26ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4、令和3年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高が1億1,425万6,218円のうち、 議会の議決による処分額といたしましては2,235万8,379円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に60万円、建設改良積立金に1,109万4,022円を積み立て、資本金に1,066万4,357円を組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。 以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

入江康仁議長

続きまして決算関係でありますが、まず最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

加藤代表監査委員。

加藤克英監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和3年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算

令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度紀北町土地開発基金運用状況調書

令和3年度紀北町育英基金運用状況調書

令和3年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

令和3年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月23日

3 審査を実施した監査委員

私、加藤克英、平野隆久議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ25 ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などを適法かつ正確に作成し、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は109億6,950万6,782円であり、前年度に比べ19億6,661万1,098円 (15.2%)減額となっている。財源別に見ると、自主財源額は、29億3,012万6,385円で前年 度比11.73%、依存財源額は、80億3,938万397円で前年度比16.4%の減となっている。

自主財源額減少の主な要因としては、相賀橋架け替えに伴う町民センター移転補償金が昨年度のみの収入であったことなどから、諸収入が前年度対比4億616万9,044円(66.61%)減少していることによるものである。

なお、ふるさと納税の寄附金額は、前年度1億145万7,000円から903万7,000円増加し、1億1,049万4,000円であり、全国的にふるさと納税の獲得競争が激化している中で、魅力ある返礼品の選定のみならず、寄附者の多様なニーズに寄り添った取組が行われている結果であると思われる。引き続き、紀北町の魅力を発信していけるよう取り組まれたい。

一方、主たる自主財源の町税では、3,337万5,347円 (2.32%) 減額となったものの、収納率は前年度から1.56%増加し、97.11%となっている。紀北町においても少子高齢化による就労人口の減少は続いていくことが予想されることから、今後とも自主財源の確保に努められたい。

一般会計の歳出決算額は103億7,239万9,849円で、前年度より19億3,512万2,794円

(15.72%)減額となった。これは、主に前年度に実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金事業の減によるものであるが、100億円規模の歳出総額を維持している状況から、今後も財政規律に留意しつつ、緊急の必要がある新型コロナウイルス感染症対策事業のみならず、地域経済の活性化に向けて、紀北町第2次総合計画に基づく事業を積極的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

最後に、昨今の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の終息が見通すことのできない中で、世界情勢の不安定化による資源価格の上昇が物価の高騰を招いており、地域経済回復の見通しも非常に不透明となっている。しかしながら、財政の健全性を堅持しつつ防疫と経済を両立させ、社会変革に対応した紀北町の未来への積極的な投資についてもちゅうちょすることなく行っていただき、今後とも、より一層長期的な展望にたった適切な町政運営を推進していただくことを切にお願いするものである。

続きまして、令和3年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度紀北町水道事業会計決算

2 審査の期間

令和4年6月27日から令和4年8月23日

3 審査を実施した監査委員

私、加藤克英、平野隆久議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿 及び証拠書類と照合点検したところ計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正 に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ3 ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績はおおむね良好であると考えられる。

前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策により、水道基本料金を免除する支援は、住民生活を支える上で非常に意義のあるものであったが、営業収益は前年度と比較して減少しており、当年度純利益も減少している。

年間総配水量は、前年度と比較して減少しており、年間有収水量も減少しているが、結果的に年間有収水量率は56.1%で0.2ポイント上昇している。令和3年度は上里地区、三浦地区、長島西町地区、呼崎地区での配水管布設替工事が行われていることから、年間有収水量率の向上へとつながったと考えられる。しかし、年間有収水量率は、県下においていまだ低い状況にあることから、引き続き、計画的な老朽管の布設替の継続と、漏水箇所を早期に特定するなどの対策を講じられたい。

そのような中、現年収納率は99.46%で昨年度より0.31ポイント上昇しており、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。

紀北町では給水人口及び給水収益ともに減少傾向となっているが、水道事業は、住民生活をはじめ、あらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 58分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 15分)

入江康仁議長

先ほど議案第36号の内容説明において、上ノ坊財政課長から説明の訂正の申し出がありま したので、発言の許可をいたしたいと思います。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

先ほど議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)、予算書7ページの19款・繰越金の説明の中で、「令和3年度決算に基づく前年度繰越金」と説明するところを「令和4年度」と読み間違えをしてしまいました。どうも申し訳ございませんでした。訂正のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ただいま上ノ坊財政課長から説明の訂正の申し出がありましたことについて、申し出のと おり許可することといたしたいと思います。

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件について の詳細の説明を求めます。

中村会計管理者。

中村吉伸会計管理者

それでは、令和3年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の 金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご 参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書13ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。町税全体の収入済額は14億728万1,906円、調定額は14億4,916万103円で、徴収率は97.11%、前年度が95.55%で、1.56%の増となり、このうち現年度分の徴収率は99.22%、滞納繰越分の徴収率は39.58%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は1億1,341万2,000円。

第3款・利子割交付金の収入済額は110万7,000円。

15ページをお願いいたします。

第4款・配当割交付金の収入済額は1,081万3,000円でございます。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,165万9,000円。

第6款・法人事業税交付金の収入済額は2,071万4,000円。

第7款・地方消費税交付金の収入済額は3億7,363万9,000円。

第8款・環境性能割交付金の収入済額は793万8,134円。

第9款・地方特例交付金の収入済額は2,471万8,000円。

17ページをお願いいたします。

第10款・地方交付税の収入済額は46億2,691万1,000円。

第11款・交通安全対策特別交付金の収入済額は92万1,000円。

第12款・分担金及び負担金の収入済額は3,471万4,425円で、主な収入は、第2項・負担金、 第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金等でござい ます。

第13款・使用料及び手数料の収入済額は1億6,109万3,248円で、19ページをお願いいたします。主な収入は、第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料は、町営住宅使用料等、第7目・教育使用料は、健康増進施設使用料等でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、戸籍住民手数料等でございます。

第14款・国庫支出金の収入済額は14億1,490万3,887円で、主な収入は、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金等、第2目・衛生費負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等でございます。

21ページをお願いいたします。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、個人番号カード事務費補助金等、第2目・民生費補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金、臨時特別給付金給付事業費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、第3目・衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等、第4目・農林水産業費補助金は、海岸保全施設整備事業費補助金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金は、道路メンテナンス事業費補助金等でございます。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金は、国民年金事務委託金等でございます。 23ページをお願いいたします。

第15款・県支出金の収入済額は6億100万9,376円で、主な収入は、第1項・県負担金、第 2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担 金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金、児童 手当等負担金等でございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、地域医療介護総合確保基金施設整備事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金、ひとり親家庭等医療費補助金等、第3目・衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金等、第4目・農林水産業費補助金は、市町営農山漁村地域整備事業費補助金、林道改良事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金、県単沿岸漁場整備事業費補助金繰越分、団体営ため池等整備事業費補助金繰越分等、25ページをお願いいたします。第9目・災害復旧費補助金は、過年災林道災害復旧事業費補助金、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、県民税徴収取扱委託金、知事選挙執行委託金、衆議院議員選挙執行委託金等、第6目・土木費委託金は、江ノ浦橋管理委託金、海岸清掃委託金等、27ページをお願いいたします。第7目・消防費委託金は、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入の収入済額は1,950万6,203円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の 土地の貸付収入、基金運用利息等、第2項・財産売払収入の立木売払収入、物品売払収入等 でございます。

第17款・寄附金の収入済額は1億1,117万7,333円で、主な収入は、第1項・総務費寄附金のふるさと寄附金等で、寄附件数は6,168件でございます。

第18款・繰入金の収入済額は3億6,411万8,256円で、第1項・基金繰入金は、財政調整基金、29ページをお願いいたします。地域づくり事業基金、庁舎等改築及び改修基金、ふるさと応援基金からの繰入金でございます。

第19款・繰越金の収入済額は6億2,859万5,237円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第20款・諸収入の収入済額は2億363万9,777円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び 過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入は、奨学資金貸付金 返還金及び災害援護資金貸付金返還金、31ページをお願いいたします。第4項・受託事業収 入、第1目・民生費受託事業収入は、地域支援事業受託事業収入、老人ホーム入所者受託事 業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入は、分収造林受託事業収入等、第5項・雑入は、 環境関係雑入等でございます。

第21款・町債の収入済額は8億3,163万5,000円で、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業等、第3目・衛生債では、過疎対策事業債でごみ収集車整備事業に、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、同じく繰越分、過疎対策事業債で、海野浦漁港樋門整備事業、中山間地域総合整備事業、林道野又越線改良事業、林道向井山線改良事業、林道便石線舗装事業、県営ため池等整備事業繰越分、海野浦漁港樋門整備事業繰越分、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債では、農地中間管理機構関連農地整備事業繰越分等に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で、町道相賀桧町5号線道路整備事業、町道戸ノ須2号線道路整備事業、町道呼崎15号線ほか1路線道路整備事業、橋りょう改修事業、町道戸見町16号線ほか3路線道路整備事業、町道海野10号線道路舗装事業、町道中田1号線ほか1路線道路整備事業、町道中田1号線ほか1路線道路整備事業、野道中田1号線ほか1路線道路整備事業、緊急自然災害防止対策事業債で、町道中里13号線道路整備事業繰越分に、緊急浚渫推進事業債で、大船川河川維持補修事業等に、33ページをお願いいたします。第7目・消防債では、過疎対策事業債で、水槽車整備事業等、合併特例事業債で避難誘導灯整備事業等に、第8目・教育債では、過疎対策事業債で、海山公民館中央監視装置更新事業、海山図書室整備事業繰越分に充当しております。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額111億7,481万3,413円、調定額110億6,307万8,699円、調定額に対する収入済額が109億6,950万6,782円となり、第1款・町税の不納欠損額は640万4,628円でございます。

また、第1款・町税、第12款・分担金及び負担金、第13款・使用料及び手数料、第20款・

諸収入を合わせた収入未済額が8,716万7,289円となりました。

続きまして、歳出でございます。

35ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は9,545万4,571円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は16億8,929万6,526円で、第1項・総務管理費の主な支出は、 第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、会計年度任用職員報酬、総合住民情報システム運営事業等、第1項・総務管理費の繰越明許費358万円は、総合住民情報システム運営事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

37ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費は、文書取扱事業、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、法令・例規集管理事業、第5目・財産管理費は、基金管理事業、庁舎・公用車・町有財産の維持管理、地区集会所管理事業等でございます。

39ページをお願いいたします。

第6目・企画費は、ふるさと寄附金推進事業、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業等、第7目・支所及び出張所費は、総合支所の管理経費、会計年度任用職員報酬等、41ページをお願いいたします。第10目・生活安全推進費は、交通安全対策推進事業等、第12目・諸費は、町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費は、住宅リフォーム支援事業でございます。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費、43ページをお願いいたします。第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費、第3項・戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、会計年度任用職員報酬、戸籍電算管理事業等でございます。

第4項・選挙費は、選挙管理委員会の職員人件費や、町長選挙、衆議院議員選挙などの執 行に要した経費でございます。

47ページをお願いいたします。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は、指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

第3款・民生費の支出済額は29億2,980万1,711円で、第1項・社会福祉費の主な支出は、 第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、住民税非課税世帯等臨 時特別給付金事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業等、 第1項・社会福祉費の繰越明許費1億5,297万8,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

49ページをお願いいたします。

第3目・身体障害者福祉費は、障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、 障害者更生医療費給付事業等、第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した 経費でございます。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、地域医療介護施設整備費等助成事業、老人福祉施設措置事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業等、51ページをお願いいたします。第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、放課後児童クラブ対策事業、子育て支援センター設置事業等、53ページをお願いいたします。第2目・保育所費は、児童保育事業、私立保育所保育対策事業等、第3目・児童措置費は、子育て世帯臨時特別給付金事業、児童手当等支給事業等、第4目・母子福祉費は、子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

55ページをお願いいたします。

第4款・衛生費の支出済額は12億5,529万8,299円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、 第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、地域保健共通事業、第2目・予防費は、予防接 種事業、がん検診事業等、第3目・環境衛生費は、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽 設置整備事業等に要した経費でございます。

57ページをお願いいたします。

第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では、職員人件費、第2目・塵芥処理 費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業 等、第3目・し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費でございます。

59ページをお願いいたします。

第3項・上水道費は、企業債償還や水道基本料金減免等のための上水道事業繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は6億48万6,317円で、主な支出は、第1項・農業費、 第2目・農業総務費では、職員人件費、中山間地域総合整備事業等、61ページをお願いいた します。第5目・農地費は、一般土地改良事業、有害鳥獣対策・駆除事業等に要した経費で ございます。

第1項・農業費の繰越明許費4,037万円は、第2目・農業総務費の農地整備事業、中山間 地域総合整備事業に要する経費、第5目・農地費の農地防災事業、一般土地改良事業に要す る経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では、職員人件費、林政総合企画事業、 第2目・林業振興費は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、森林経営管理推進事業等、63 ページをお願いいたします。第3目・林業施設費は、林道改良事業、林道・治山関係事業、 第4目・町有林造成費は、職員人件費や町有林造成事業、同じく繰越分、第5目・分収造林 費は、造林事業に要した経費でございます。

第2項・林業費の繰越明許費1,555万4,000円は、第4目・町有林造成費の町有林造成事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では、職員人件費、島勝漁村センター管理事業等、65ページをお願いいたします。第2目・水産業振興費は、漁業振興対策事業、水産資源増殖事業等、第3目・漁港管理費は、海岸保全施設整備事業、同じく繰越分や漁港の管理に要した経費でございます。

第3項・水産業費の繰越明許費1億4,829万9,000円は、第3目・漁港管理費の海岸保全施設整備事業、漁港管理事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

第6款・商工費の支出済額は3億9,926万4,656円で、主な支出は、第1項・商工費、第1目・商工総務費では、職員人件費、がんばろう商品券事業等、67ページをお願いいたします。第2目・商工業振興費は、中小企業指導育成事業、道の駅マンボウ管理事業等に、第3目・観光費は、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光振興事業等に要した経費でございます。

第7款・土木費の支出済額は5億183万4,167円で、主な支出は、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務委託事業等、69ページをお願いいたします。第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費等、第2目・道路橋りょう維持費は、白浦トンネル修繕工事、銚子川橋橋梁改修工事等、第3目・道路橋りょう新設改良費は、町道相賀桧町5号線ほか1路線道路整備工事等に要した経費でございます。

第2項・道路橋りょう費の繰越明許費791万8,000円は、第2目・道路橋りょう維持費の橋りょう維持補修事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

71ページをお願いいたします。

第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等、 第2目・河川施設費は、河川改修及び維持補修事業、第3目・砂防費は、急傾斜地崩壊対策 事業、同じく繰越分に要した負担金でございます。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等、第2目・港湾施設費は、港湾施設整備事業負担金、同じく繰越し分でございます。

第4項・港湾費の繰越明許費510万円は、第2目・港湾施設費の港湾施設整備事業負担金に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等、73ページをお願いいたします。第2目・公園費では、県営公園整備促進事業、公園管理事業に要した経費でございます。

第5項・都市計画費の繰越明許費1,572万2,300円は、第2目・公園費の県営公園整備促進 事業に要する経費を令和4年度へ繰り越すものでございます。

第6項・住宅費は、町営住宅管理事業、木造住宅耐震補強事業等に要した経費でございます。

第8款・消防費の支出済額は6億1,889万6,682円で、主な支出は、第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金等、第2目・非常備消防費は、消防団、消防団員活動事業等、75ページをお願いいたします。第3目・消防施設費は、消防機械器具整備管理事業等、第4目・水防費は、河川海岸水防対策事業、第5目・災害対策費は、防災行政無線管理事業、災害対策事業等に要した経費でございます。

77ページをお願いいたします。

第9款・教育費の支出済額は9億38万1,464円で、主な支出は、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では、職員人件費、児童生徒スクールバス運行事業等、第3目・教育振興費は、きほく子育て応援事業等、第4目・奨学費は、奨学金貸与事業に要した経費でございます。

第2項・小学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、小学校8校の管理運営や修繕などに要した経費、79ページをお願いいたします。第2目・教育振興費は、小学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護児童就学援助費等に要した経費でございます。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、81ページをお願いいたします。第2目・教育振興費は、中学校教育活動

振興助成事業、要保護及び準要保護生徒就学援助費等に要した経費でございます。

第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園の管理運営に要した経費でございます。

第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、社会教育施設整備事業繰越分等、83ページをお願いいたします。第2目・公民館費は、公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費は、郷土資料館の管理運営に、85ページをお願いいたします。第4目・文化財調査費は、熊野古道関係事業等に要した経費でございます。

第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業等、第2目・給食施設費は、学校給食管理運営事業等、87ページをお願いいたします。第3目・体育施設費は、健康増進施設管理事業、多目的広場管理事業等に要した経費でございます。

第11款の公債費の支出済額は13億8,168万5,456円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

第14款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額111億7,481万3,413円に対しまして、支出済額が103億7,239万9,849円、繰越明許費繰越額が3億8,952万1,300円で、その結果、差引不用額は4億1,289万2,264円となりました。

89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額109億6,950万7,000円から歳出総額103億7,240万円を差し引いた歳入歳出差引額は5億9,710万7,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,577万3,000円を差し引いた5億7,133万4,000円を実質収支額として令和4年度へ繰り越すものでございます。

次に、財産に関する調書でございます。

前年度に比べ増減のあった個所について説明させていただきます。

91ページをお願いいたします。

1、公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、その他の施設 1 万5,916㎡の増は、三重県企業庁用地の無償譲渡並び和具の浜海水浴場駐車場用地取得による増でございます。

次に、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公営住宅58㎡の減は、町営住宅萩原川団地1棟、旧小山団

地1棟の解体による減でございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、その他の施設22㎡の増は、寄附によるものでございます。

(2) の山林の面積、区分欄、所有18万2,300㎡の増は、貸付林返還による増、貸付林18万2,300㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有6,206㎡の増は、成長による増、貸付林の返還による増と町有林の除伐等による減によるもので、分収林1,378㎡の増は、成長による増と分収林の除伐等による減によるものでございます。

(3) の物権、92ページをお願いいたします。 (4) の出資による権利、(5) の出捐金 の増減はございませんでした。

2の物品でございます。

区分欄、塵芥車1台増は、リサイクルセンター塵芥車購入によるものでございます。 93ページをお願いいたします。

3の基金でございます。

区分、動産、有価証券 2 億3,000万円の減額は、債券を売却したことによるものでございます。

預金 (一般会計)では、財政調整基金 1 億4,062万6,000円の増、減債基金33万6,000円の増、庁舎等改築及び改修基金3,139万7,000円の減、地域づくり事業基金2,197万円の減、環境衛生施設整備基金 1 万1,000円の増、地域振興基金 2 億3,782万3,000円の増、ふるさと応援基金1,658万4,000円の増、みえ森と緑の県民税市町交付金基金740万2,000円の増、森林環境譲与税基金1,100万2,000円の増、小計では 3 億6,041万7,000円の増となっております。

預金(特別会計)では、国民健康保険財政調整基金2,129万9,000円の増となり、基金全体では1億5,171万6,000円を増額しております。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。

認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度紀北町国民 健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書100ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は3億2,265万8,740円、調定額は4億148万6,407円で、 徴収率は80.36%、前年度が79.39%で、0.97%の増となり、このうち現年度分の徴収率は 97.54%、滞納繰越分の徴収率は13.78%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は3万1,744円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は15億4,223万5,171円で、保険給付費等交付金でございます。 102ページをお願いいたします。

第5款・繰入金の収入済額は1億5,434万5,025円で、一般会計からの繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は6,586万6,217円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は527万5,397円で、延滞金、一般被保険者第三者納付金、一般 被保険者返納金でございます。

104ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金の収入済額は26万6,000円で、国民健康保険災害等臨時特例補助金で ございます。

以上、歳入合計では、予算現額21億9,172万2,000円に対する調定額は21億6,950万5,961円、 調定額に対する収入済額は20億9,067万8,294円、不納欠損額は359万3,739円、収入未済額が 7,523万3,928円となりました。

続きまして、歳出でございます。

106ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は3,917万9,037円で、主な支出は、第1項・総務管理費では、職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は14億7,680万9,018円で、主な支出は、一般及び退職被保 険者等の療養諸費、108ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費 の支払いなどに要した経費でございます。

110ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億5,849万5,786円で、主な支出は、一般被保険者医療給付費、後期高齢者支援金等でございます。

第5款・保険事業費の支出済額は2,259万1,816円で、特定健康診査等事業費等でございま

す。

112ページをお願いいたします。

第6款・基金積立金の支出済額は2,129万9,000円で、財政調整基金への積立金でございます。

第7款・公債費の支出はございませんでした。

第8款・諸支出金の支出済額2,403万2,006円は、保険給付費等交付金返還金、保険料還付金等でございます。

第9款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額21億9,172万2,000円に対しまして支出済額が20億4,240万6,663円となり、その結果、差引不用額は1億4,931万5,337円となりました。

114ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億9,067万8,000円から歳出総額20億4,240万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4,827万1,000円となり、これを令和4年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。

認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度紀北町後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書121ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億6,956万7,448円、調定額は1億7,219万5,730円で、徴収率は98.47%、前年度が98.07%で、0.40%の増となり、このうち現年度分の徴収率は99.36%、滞納繰越分の徴収率は49.33%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入はございませんでした。

第4款・繰入金の収入済額は4億1,615万474円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・ 繰越金の収入済額は295万4,144円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は1,553万8,564円で、延滞金、保険料還付金、療養給付費負担 金精算金でございます。 123ページ下段をお願いいたします。

歳入合計は、予算現額 5 億9,434万1,000円に対する調定額は 6 億683万8,912円、調定額に対する収入済額が 6 億421万630円、不納欠損額が29万6,083円、収入未済額は233万2,199円となりました。

続きまして、歳出でございます。

125ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1,018万9,213円で、職員人件費や一般事務費に要した経費で ございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億7,446万223円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は49万6,161円で、保険料還付金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額 5 億9,434万1,000円に対しまして支出済額が 5 億8,514万5,597円となり、その結果、差引不用額は919万5,403円となりました。

127ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億421万1,000円から歳出総額5億8,514万6,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,906万5,000円となり、これを令和4年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。

認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度紀北町介護 サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書134ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は1億4,509万4,090円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第5款・繰入金の収入済額は1,714万6,000円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は1,403万145円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は154万3,079円で、主な収入は、第3項・利用料減免補助金で、 紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

136ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金の収入済額は5万円で、介護サービス事業所・施設における感染防止 対策支援補助金でございます。

歳入合計は、予算現額1億7,102万4,000円、調定額は1億7,796万361円、調定額に対する 収入済額は1億7,786万3,314円、収入未済額は9万7,047円となりました。

続きまして、歳出でございます。

138ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1億6,172万801円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は175万1,370円で、居宅介護サービス事業に要した経費でございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

140ページ下段をお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1億7,102万4,000円に対しまして支出済額が1億6,347万2,171円となり、その結果、差引不用額は755万1,829円となりました。

142ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,786万3,000円から歳出総額1億6,347万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,439万1,000円となり、これを令和4年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

それでは、昼食のため1時5分まで暫時休憩といたします。

(午後 12時 04分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時 05分)

入江康仁議長

次に、認定第5号についての詳細の説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。

認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度紀北町 水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきましてご説明させていただきます。

あわせて決算説明資料も配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1、令和3年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込み額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は3億9,563万4,240円で、予算額に対しまして508万8,240円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億7,206万2,738円で、主なものといたしましては、水道使 用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は1億2,357万1,502円で、主なものといたしましては、 一般会計からの補助金や長期前受金の戻入れ等でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は3億7,517万7,875円で、不用額が552万3,125円となっております。

次に、第1項・営業費用の決算額は3億4,672万8,630円で、主なものといたしましては、 職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でござい ます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は2,812万4,626円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

次に、第3項・特別損失の決算額は32万4,619円で、過年度水道料金の調定減及び貸倒引 当金の繰入れによるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は1億 2,311万7,512円で、予算額に対しまして504万6,488円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は200万円で、消火栓設置工事負担金1基50万円の4基分でございます。

第2項・補助金の決算額は5,911万7,512円で、主なものといたしましては、簡易水道事業 債等の償還元金に係る一般会計からの補助金や建設改良事業に係る県補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は6,200万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第 1 款・資本的支出の決算額は 2 億6, 165 万3, 411 円で、不用額につきましては1, 417 万9, 589 円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は1億4,178万6,456円で、決算書の14ページに200万円以上の工事の概況を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は1億1,986万6,955円で、内容につきましては、決算書の17ページ下段に企業債の概況及び24ページから29ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補塡といたしまして不足額の1億3,853万5,899円を、当年度分消費税資本的収支調整額822万6,655円と当年度分損益勘定留保資金1億1,964万4,887円、建設改良積立金1,066万4,357円で補塡した旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2、令和3年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額によりご説明させていただきます。

1、営業収益の合計額は2億4,734万4,271円、2、営業費用の合計額は3億3,985万2,223

円、3、営業外収益の合計額は1億2,357万1,613円、4、営業外費用の合計額は1,905万4,526円で、これらを差し引いた経常利益は、4列目に記載の額ですが、1,200万9,135円となりました。

5、特別損失につきましては31万5,113円で、当年度純利益につきましては1,169万4,022 円となりました。

前年度繰越利益剰余金が9,189万7,839円あり、その他未処分利益剰余金変動額1,066万4,357円、これらを加えた当年度の未処分利益剰余金は1億1,425万6,218円となりました。 次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、令和3年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましても、税抜き額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億5,596万8,987円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目にございますが、 当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。 次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は当年度の変動はなく、当年度末残高は 4,573万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額は1,066万4,357円を取り崩しており、当年度末残高は1億1,577万2,671円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は2,235万8,379円で、当年度末残高は1億1,425万6,218円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては2億7,576万6,791円で、当年度末資本の合計は14億7,040万573円となりました。

次に、6ページ下段の4、令和3年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第40号、利益の処分(案)でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

5、令和3年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜き額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、1、固定資産の合計額が36億2,706万6,646円、2、 流動資産の合計額が2億7,770万8,326円で、資産の合計額は39億477万4,972円となっており ます。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、3、固定負債の合計額が12億8,802万1,935円、4、流動負債の合計額が1億3,198万3,540円、5、繰延収益の合計額が10億1,436万8,924円で、負債の合計額は24億3,437万4,399円となっております。

資本の部につきましては、6、資本金が11億5,596万8,987円、7、剰余金の合計額が3億1,443万1,586円で、資本の合計額は14億7,040万573円となっており、負債と資本の合計額39億477万4,972円は資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページ以降は決算附属書類となっており、11ページから17ページは令和3年度紀北町水道事業報告書でございます。

18ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

19ページから21ページは収益費用明細書で、税抜き額で記載しております。

22、23ページは固定資産明細書でございます。

24ページから29ページは企業債明細書でございます。

以上で令和3年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第6

入江康仁議長

日程第6 議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を議題 といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

これはデジタル関連法に関する条例が、国のデジタル関連法に関するこれからやっていく ためのことを定めるためには、条例をつくらなくてはならないので、今回提案されたと思い ます。

デジタル関係のこの法律は、2021年の5月に成立して、そしてデジタル庁は去年の9月に 国全体のデジタルを主導すると菅前首相が言って発足して、ちょうどこの9月1日で1年目 を迎えております。

紀北町でもこのように進んでいるわけなんですけれども、そやけどデジタル庁ですね、今、テレビでも政府のいろいろな問題が起こっておりますけれども、このデジタル庁は永田町にあるんではなくて、年間9億円もの家賃を支払って、東京の高級複合施設、東京ガーデンテラス紀尾井町と言うんですかね、そこに拠点を構えている。民間のそういうIT関係のビルの中にデジタル庁があって、9億円も年間家賃を払っている。新聞報道で私は知ったんですけれども、このビルの中には、ヤフーとか、親会社のZホールディングスも同居しているって、IT関係の企業の中にこの公の施設があるわけですね。

新聞報道によりますと、早くも民の中に官庁があるんですから、官民癒着の危険とか事業費が高止まり、もうほころびが出てきておるよって、何かオリンピックみたいな感じなんですけれども、そういう国の施策の中のことですけれども、この小さな紀北町でも、国の施策なので、着々とこのように上程されて、準備が進んでいるわけなんですけれども、今回提案となったのは、国で、こんなちょっと難しい名前ですね、紀北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、難しいんですけれども、こんな名前にせいとか、いつまでにせいとか、そういうことの指導があったのかどうかお伺いします。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

法律名は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と申しますが、略してオンライン手続法、行政オンライン手続法とも言われたりもしておりますので、そういった理解でよいのではないかと思います。

では、その法律の第13条のほうには、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められております。

一方、デジタルガバメント実行計画というものがありますが、これは令和4年度中に国民の皆様の利用に供する便利なものについては、できるだけデジタル技術、オンライン手続をするようにというように定められておりますので、法または計画の規定により、紀北町でも導入をしていきたいということでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

そのような中で、いい部分もあって、悪い部分もあって、着々と国の方針どおりに進んでいるわけなんですけれども、そもそもデジタル庁は、去年の9月には600人の職員でスタートしておりますが、今は約750人。1年間で半分よりも少し、4割ぐらい増えておるんですね。その中で、250人がNTTやZホールディングスとか富士通など、民間から来た人が250人、全体の750人の中にそういう企業から来た人が250人、3分の1おるんですね。

そして、新聞報道によると、昨年発足、9月から今年の6月まで、このデジタル庁が入札 した物品などの入札契約ですね、211件のうち73件、約3分の1が落札率何と100%なんです ね。テレビのニュース見ているみたいなんだけれども、ニュースにはなってないですが、事 実なんですね。

そして、今年10月に予定されておりますデジタルの日の事業は、大手広告代理店博報堂が 1億1,300万円余りで随意契約で落札しているんです。何かテレビ見ていると、本当の話な んですね、これね。国葬とか、今、オリンピックとか騒いでいますけれども、全く同じよう なものの中で国は進めているような私は気がするんですけれども、この条例の制定を先ほど 4年度末にはやっていかなあかんて言われましたけれども、具体的には紀北町としてはどの ように進めていくのか、計画されておるのかお伺いします。

条例をつくらなかったら何もできないのでというのは分かるんですけれども、先に何しよ うかなとか、そういうことがどのように具体化されるよう計画しているのかお伺いします。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

国民の利便性の向上に資する手続とされた手続を中心に進めていくというのが基本となりますが、現在、役場の庁舎内でオンライン手続に関する検討する部会を立ち上げまして、現在、どういった手続が住民の皆様に対しての利便になるか、便利になるかということを今、抽出しておりますので、それらについて、組織内で決定をしていくという流れとなってございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

そのように進めて、全国的に国のほうもガバメントクラウドと言うんですか、そんなのを利用して、全国の自治体の介護や戸籍など20の業務、さっきお話しされたと思うんですけれども、具体的にそうやって標準的なシステムに移行させるのに着々と進んでいるというのが事実だと思います。

その中で、政令指定都市の市長会や情報サービス産業協会、JISAって言うんですか、 この移転期間の延長や、もっとお金をくれなかったらやっていけないよという要望もその市 長会からも出ていますし、また紀北町のような小さな自治体からも、住民サービスの後退へ の懸念や批判の声が上がっているという新聞報道もあります。

確かに今説明していただいて、町民にとって便利になるという利点はあると思うんですけれども、このような高齢化の町で、50%ぐらいの人がこのITとかっていうのは利用できないと思うんですね。

そして、官民の癒着とかいろいろ考えられる中で、国の進めることだから、疑いもなく進んでいくというんじゃなくて、やっぱり紀北町でも本当に自分の身丈に合った施設になるように、危険性もいい面も両方持って今回、考えて町長は提案されたと思うんですけれども、どのような認識で今回提案されたのか。

紀北町の町民にとって、いいところも悪いところも、国は大抵大きいところとか、企業とか、これ、民間癒着、もう出とるんですね。そういう中で、どのような思いでこの提案されたのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、国でいろいろな議論はされておるのは国は国です。それで、我々は、このDXを進めなければいけないという認識はもう基本にありますので、その中で、課長が一番説明のときにお話ししたように、自分たちの町で今何ができるか、そういうものを検討して、住民の皆さんに提供できる、DXにおける住民の皆さんの生活の利便等、そういったものを取捨選択しながら進めていくんで、一律にDXで電子申請やとか、そういう話ではありませんので、今、政府でも言ってますけれども、誰一人取り残さないというかな、46%うち高齢者あるんで、まずその中で今やっているのはスマホの教室、この10月にもやる予定なんですけれども、少し大きい研修をね。その中でもできること、できないこともありますんで、住民の皆さんのレベルに合わせて、紙ベースでもできるし、DX、電子申請もできるし、そういうために条例をやっていかないと、いつまでたってもDXが前に進みませんので、その辺は、住民のほうを向きながら、このDXを進めていきたいなと思います。

入江康仁議長

次は、4番 岡村哲雄議員。

4番 岡村哲雄議員

私は、このデジタルの話ですけれども、国が推進しようがしようまいが、私は進めていく べきだと私は思っています。そういう意味では、ただ進める速度ですね、これはちょっとい ろいろ考えていただかないといけないと思います。

質問、ちょっと2つあります。

1点は、ちょうど第2条の11号、さっき課長が言われましたけれども、電子情報処理組織という言葉ですね。これ、中身を見ますと、組織というのは人の組織みたいに思うんですけれども、そうではなくて、ハード的な、あるいはシステム全体の問題やと思うんですね。これ、非常に高度な私、システムだと思うんです。

それで、心配なのは、セキュリティーの問題とメンテナンスですね。これについて、メンテナンスがあった場合、メンテナンスの費用は、これは町が全部持つものなんですか。このシステム全体が、国とかそういったところの指導でつくられると思うんですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいです。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

オンラインの方法には幾つもありますので、これといったものはないんですが、現在、主として考えているものは、国がつくっているマイナポータルを利用して、そこのぴったりサービスと言いまして、オンラインの手続上のシステムは全て国が開発して、それを維持管理しているものでありますので、我々はそこで連携することによって利用していこうという考えですので、そのシステム自体に対するメンテナンスの費用といったものは発生しません。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。

2点目ですけれども、第1条に目的のところで、町民の利便性の向上を図るとともに、行 政運営の簡素化及び効率化に資することを目的にすると。私はこれでよろしいと思うんです けれども、この町民の利便性の問題ですけれども、町民の利便性というのは、町民が使える ような、簡易に使えるようなことが必要だと思います。

それにつきまして、先ほど町長からスマホ教室の話も出ましたけれども、一般の住民の方、スマホのレベルといいますか、スキルはもうちょっと向上させんならんと思いますけれども、したとして、スマホでこういったシステムに入れるようなことはできるんですか。利用できるということなんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

オンラインのつながり方といいますか、申請の仕方というのは幾つも出てくると思いますが、基本的にはスマホを利用して、スマホとマイナンバーカードを利用して連携するであるとか、自宅の通信環境が整ったところのパソコンとICリーダーを使ってつながっていただくとか、そういったことが考えられるかと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今のに関連しまして、それでしたら、自宅にスマホとかない方もおるんですけれども、い わゆるそういう機器ですね、そろってない方がおるんですが、そういった人に対する手だて というのは何か考えられることはありますか。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

まず、本条例につきましてはオンラインですので、基本的には、ただいま申し上げました つながり方が基本的なものとなりますが、ただ、それだけが手続の方法かということは、そ うではなくて、今までどおりペーパー、紙での申請もできますし、また場合によっては、場 合によってはです。今後進んでいく上で、そういった環境のない方には、そういった操作が できるような操作盤のようなものを設置するとか、いろいろな考え方があると思いますので、 今後のオンライン等の進捗によって、そこは判断していくべきものと考えてございます。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

システムのことは大体分かるけれども、当町にとって経済的な効果はどういうふうになる んですか。経済的な効果がなかったら、こんな機械持ってきたって何もならへん。ただ便利 になるだけであって、46%は高齢者ですから、だから何とかいうカードでも、恐らく60%ま で行かんと思うよ、私は。

DXで経済がよくなるの。それが一番最終目的じゃないの。具体的にお答えいただきたい。

入江康仁議長

瀧本議員、ちょっと、あなたこれ、所管の委員会に入ってますんでね。それで、今のあれ で、答えるべきところは答えられても結構ですけれども。

いや、あなたの質問によっては、通すこともありますんで、今の質問の内容でしたら、委 員会で十分できると思いますので。

玉本企画課長、それに対して簡単に答弁させます。

玉本真也企画課長

DXには大きく2つの面があると思います。ただいま申し上げたように、住民の方々の利便を図る部分と、あと産業、経済を上昇させていくための取組と2点ございます。

今回は、オンライン手続というのは、住民の皆様の利便を図ろうとするものです。経済効果というよりも、お忙しい方、なかなか役場に来られない方が、自宅で、またはスマートフ

ォンを使って手続をするということで、そういった意味の利便の部分が大きい条例の提案ということでございます。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案34号ですね。非常勤職員、この紀北町にとったら会計年度任用職員の方の仕事も子育 ても両方頑張ってできるよう、規制緩和されるように国の法律が変わって、このように若い 人を応援するこの条例の改正だと思うんです。

今まで1歳半にならなかったら取れなかったのが、8か月から取れる。それで、ちょっとこの紀北町で会計年度任用職員と思うと、女性の方が多くて、父親の方があまりおらんのじゃないんかなという思いもあって、いい条例なんですけれども、該当するかどうかですね。該当するような例がこの紀北町で見られたらうれしいなと思うんですけれども、しないかなというところ、どこまで実際はそうなのかお伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

今の紀北町の会計年度任用職員には、20代、30代の男性職員の方もございますので、今まで取得のほうはございませんが、該当する職員はおります。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

若い方も増えてきて、該当して、利用されることを本当に祈っております。

そして、ちょっと蛇足になるか分からんのですけれども、会計年度任用職員の条例改正なんですけれども、もし父親が正職員であっても、こんがらがって私もちょっと分かりにくいんですけれども、正職員と会計年度任用職員、正職員は今でも取れるんですね。そこら辺の関係のところを詳しく説明していただけたらうれしいんですけれども。すみません。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

正職員につきましては、育児休業、女性でも男性でも取得することは可能となっております。

職員につきましては、3歳まで取得可能となってございまして、会計年度任用職員も同様

で、男性でも女性でも育児休業は取れるような仕組みは同じなんですが、対象年齢が原則1歳までということで規定はされてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

15ページをお願いしたいと思います。

入江康仁議長

所管じゃない。

(「教民」と呼ぶ者あり)

11番 近澤チヅル議員

教民だから、林道では……

(「もう終わっている」と呼ぶ者あり)

11番 近澤チヅル議員

えつ。

(「37ですよ、国保」と呼ぶ者あり)

11番 近藤チヅル議員

36終わってしまった。

入江康仁議長

終わった。

11番 近藤チヅル議員

あっ、ごめんなさい。はい、すみません。

入江康仁議長

いいの。

(「終わった終わった」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

もう今、37です。

11番 近藤チヅル議員

すみません。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題 といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議

題といたします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行います。

歳出については、35ページの1款・議会費から68ページの6款・商工費までと、67ページ、 7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから34ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出、35ページの1款・議会費から68ページの第6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、67ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。 質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題と いたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで各議案に対する質疑を終了します。

日程第20及び日程第21

入江康仁議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第20及び日程第21の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることにします。 それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げます。

報告第2号 令和3年度健全化判断比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第3号 令和3年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それ ぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第2号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第2号について説明させていただきます。

議案書の32ページをお願いします。

報告第2号 令和3年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来 負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計 画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

33ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては6.7%で、前年度の6.5%と比べ0.2ポイント増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べ、低い数値となっております。主な要因といたしましては、元利償還金の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが12.9%で、前年度の20.5%と比べまして7.6ポイント減少しております。参考に記載しております早期健全化基準の350%を大きく下回っております。主な要因といたしましては、地方債残高の減少によるものでございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものはなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、34ページ、35ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、報告第3号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、報告第3号 令和3年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

報告第3号 令和3年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和3年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

37ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、数値が入っておりませんので、水道事業会計におきましては資金不足は発生しておりません。

38ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。 これから質疑を行います。

日程第20

入江康仁議長

日程第20 報告第2号 令和3年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。 質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 報告第3号 令和3年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを 議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで2件の報告案件についての質疑は終了し、聞き置くことといたします。

以上で今回提案されました事件についての質疑は全て終了いたしました。

入江康仁議長

ここで決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 54分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 55分)

日程の追加

入江康仁議長

お諮りいたします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに 議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題と することに決定しました。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第3号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、議員6人で構成する決算特別委員会を設置し、 これに付託して審査することに決定します。

お諮りします。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することを決定します。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、2番 田島明良議員、4番 岡村哲雄議員、6番 原隆伸議員、 8番 樋口泰生議員、9番 太田哲生議員、11番 近澤チヅル議員の6名を指名します。 これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり選任することに決 定します。

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うことに なります。 また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

入江康仁議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

(午後 1時 59分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 04分)

入江康仁議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に樋口泰生議員、副委員長に近澤チヅル議員が就任されました。決 算審査に当たっては、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩をいたします。

(午後 2時 05分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 06分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

入江康仁議長

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、決算特別委員会が7日水曜日と8日木曜日、総務産業常任委員会が9日金曜日、教育民生常任委員会が12日月曜日の開催ということであります。 開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時 07分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 12月 13日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 平野隆久